

北陸信越運輸局報

第392号

平成26年1月6日（月曜日）
（毎月3回 1・11・21日発行）

発行 北陸信越運輸局

〒950-8537 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号
電話（025）285-9000
FAX（025）285-9170
<http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/>

目次

年頭のご挨拶・・・・・・・・・・ 1ページ～19ページ

年頭のご挨拶

北陸信越運輸局長 和辻 健二

新年明けましておめでとうございます。

平成26年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は、JR北海道において、函館線大沼駅構内での列車脱線事故をはじめ列車火災など利用者の安全・安心を脅かすトラブルが多発し、同社の安全体制が問題となりました。鉄道はもとより運輸事業においては、安全・安心な輸送の提供が最も重要であるとの認識のもと、北陸信越運輸局においても、これら輸送の安全・安心の確保に努めて参ります。

特に、一昨年発生した関越道高速ツアーバス事故を受けて、昨年4月に国土交通省がとりまとめた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に盛り込まれた措置の実施については確実に推進するとともに、実施状況について「北陸信越ブロック高速・貸切バス安全推進会議」を開催し、フォローアップ・効果検証を行って参ります。

また、昨年末の「交通政策基本法」の成立を受けて、今後、交通政策基本計画の策定や、まちづくりと一体となって持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある枠組みの整備を行うなど、関係者一丸となって交通政策を推進して参ります。

一方、国内の経済面に目を向ければ、政府の積極的な経済・財政政策により円安が進み、輸出や個人消費が持ち直し傾向にあるなど、景気は緩やかに回復しつつあるとされております。観光については、景気の持ち直しにより徐々に回復しており、特に訪日外国人については、円安効果や各種誘致活動の取組みにより、昨年は史上初の訪日外国人旅行者数年間 1,000 万人が達成されました。

このような状況の中、私ども北陸信越運輸局は、「安全・安心対策の強化」「地域公共交通の活性化・再生の推進」「観光立国の推進」「地球温暖化防止等、環境対策の推進」等を政策の柱として、安全・安心で活力ある地域の醸成に努めているところです。

特に、平成 26 年度末の北陸新幹線金沢延伸開業効果を最大限に発揮させるために、早急に対策を講じることが重要であるとの認識から、関係者との連携を図り、魅力ある地域づくりのため北陸信越地域の観光振興に取り組んで参ります。

北陸信越運輸局としては、次のような課題、施策に重点を置いて取り組んで参ります。

1 安全・安心対策の強化について

(1) 高速・貸切バスの安全規制の強化について

輸送機関において安全・安心な輸送の提供が最も重要であるとの認識で安全対策及び事故防止の徹底に努めて参りました。

高速ツアーバス事故を受けた安全規制の強化では、「バス事業のあり方検討会」、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」等において検討された結果を踏まえ、平成 25・26 年度の 2 年間にわたり、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」として、報告書に盛り込まれた措置を迅速かつ着実に実施することとし、具体的には、平成 25 年 8 月 1 日より、高速ツアーバス等から新高速乗合バスへ移行・一本化し、安全面の要件を厳格化しております。

また、過労運転防止のための交替運転者の配置基準を策定、明確化し適用しております。

これら措置の実施状況については、北陸信越ブロック高速・貸切バス安全推進会議を開催し、フォローアップ・効果検証を行って参ります。

さらに、バス・タクシー・トラックの悪質事業者に対する集中的な監査と厳格な処分を実施するため、監査方針を10月1日から、行政処分基準を11月1日から改正施行しており、これに基づき適切に対処して参ります。

(2) 運輸安全マネジメントの促進について

運輸安全マネジメント制度は、事業者自らが経営トップから現場まで一丸となって、安全管理体制を構築し、その継続的取組みにより絶えず輸送の安全性の向上に努め、その取組みを国が評価する制度として平成18年に発足して7年が経過しました。これまで延べ382者（平成25年12月末現在）に対し評価を実施しており、評価を通じ全体的に制度に係る各種取組みの改善が進んでおり、安全管理のための仕組みを概ね構築し、運用がなされ、制度導入による一定の効果が現れているものと考えております。

一方、モード間や事業規模によって差が生じており、制度に対する理解が深く浸透しておらず、安全管理体制のための仕組み自体ができていない事業者も見受けられ、取組み途上にある状況も伺えます。

北陸信越運輸局としては、今後とも、「運輸安全マネジメント」評価を着実に実施するとともに、対象事業者への運輸安全セミナーの開催を行う等、運輸事業者の安全意識の向上、安全管理体制の構築・改善等に向け、本制度の定着、取組の深度化・高度化と、取組みが進んでいない中小事業者に対する啓発・普及に努めて参ります。

(3) 防災と危機管理について

昨年は北陸信越運輸局管内において幸い広域的かつ大規模な災害のない年でしたが、過去には大きな地震、風水害等の自然災害が発生していること、また、東日本大震災の大規模、広域的な災害を踏まえ、引き続き、交通施設等の被害状況、公共交通機関の運行（航）状況等の、応急対策を講じるために必要な情報の収集を速やかに行うとともに、適宜、地方公共団体等に伝達し、情報の共有化を図るなど関係機関と連携を密にして参ります。

また、必要に応じ、関係機関・事業者等と密接に連携し、緊急輸送が円滑に実施される

よう必要な指導・調整を行うとともに、被災地に対する支援措置、運輸行政サービスに係る特例措置を提供するよう努めます。

危機管理関係については、テロ等は不特定多数を標的にするもので、何時どこでも発生する可能性があります。国民生活の「安全・安心」を確保する観点から、多数の集客が予想されるGW・夏季・年末年始や大規模各種会合期間に利用者が集中する公共交通機関、交通関係施設、観光関係施設などを中心に、今後とも、運輸事業者に対し施設点検、不審物、不審者の監視等のテロ対策の徹底を周知して参ります。

また、新型インフルエンザの対応については、国内外で発生し、また、その疑いがある場合、事態を的確に把握するとともに、関係事業者団体等に対し、必要に応じ新型インフルエンザに関する情報提供を行い、感染拡大に備えた取組みを行うよう要請して参ります。

（４）災害に強い物流システムの構築に向けて

国土交通省では、東日本大震災を踏まえ、各地域ブロック毎に物流関係者からなる協議会を開催し、民間物資拠点のリストアップ、官民の協力協定の締結・拡充を進めるとともに、災害時の支援物資物流における関係者間の連携手順について整理する等、災害に強い物流システムの構築に向けた検討を行ってきました。

そして、これまで検討をしてきた、広域物資拠点の開設等に関する関係者間の連携体制について、昨年１０月に「広域物資拠点開設・運営ハンドブック」としてとりまとめました。

今後、大規模災害が発生した際やそれを想定した実地訓練等で支援物資物流を取り扱う関係者の一助にして頂くべく、北陸信越運輸局としても各自治体や物流関係者等への周知と、ハンドブックの内容の拡充に協力をして参ります。

（５）鉄軌道事業、索道事業及び自動車運送事業の安全対策について

鉄軌道事業、索道事業及び自動車運送事業の事故防止につきましては、日々の生活、観光レジャーなど、様々な社会経済活動を支える役割を担っており、安全と信頼の確保が重

要な課題となっております。

北陸信越運輸局としては、引き続き、監査の充実や各種会議、研修会、講習会などを通じ事故防止対策について周知、徹底を図っていくとともに、事故原因の究明を行い、その調査結果や事故情報等の提供を行うことにより、事故等の未然防止・再発防止に努めて参ります。

鉄軌道事業の事故については、踏切関連事故及び線路内やホーム上での列車との接触などの事故で約半数を占めております。それら事故防止にあたっては、その原因の多くは、鉄軌道事業者以外に起因していることも踏まえ、鉄軌道事業者による安全対策に加え、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等に対して、各種イベントを通じ広報・啓発活動の強化を図って参ります。

また、踏切道の立体交差化や構造改良等についても、引き続き推進して参ります。

索道事業の事故については、停留場の乗降や点検・作業時におけるものが大半を占めております。事故の原因は乗客の不注意のほか、係員の取扱いや設備の管理不足によるものです。それら事故防止にあたっては係員への指導・教育や確実な施設整備が必要不可欠であり、索道事業者に対して事故防止の指導に努めて参ります。

自動車運送事業用自動車の事故については、平成21年3月に策定した「事業用自動車総合安全プラン2009」により、管内においても関係団体・関係機関と連携して地域における事故削減の取組みを行っているところですが、今後においても強力に進め、死者数・人身事故件数の半減と飲酒運転ゼロを目指します。

さらに、一昨年発生した関越自動車道における高速ツアーバスの事故等を受けて、国土交通省自動車局で各検討会を設置し、学識経験者の意見を踏まえながら対策の検討を進め、昨年4月に「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を策定し、交替運転者の配置基準等を定め、過労運転防止対策について、引き続き取組みを強めて参ります。

また、自動車運送事業者における交通事故防止のための取組みを支援する「事故防止対策支援推進事業」（ＡＳＶの導入支援、運行管理の高度化支援及び社内安全教育の実施支援）については、高い事故防止効果が期待されることから、多くの方からも利用されてい

るとともに利用拡大のために周知・促進を図って参ります。

なお、事業用自動車の運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善を行う等の功績があり、運行管理業務において優良であると認められる運行管理者を表彰する「運行管理者表彰制度」が一昨年からスタートしました。運行管理業務の徹底と事故防止を図っていただき、より多くの方々が受賞されることを期待しております。

(6) 自動車の整備と保守管理について

自動車ユーザーが適切に保守管理を行い、自動車を安全に使用していただくことが重要であり、そのために、自動車整備事業者に対しては、コンプライアンスの向上を促すとともに、自動車技術の高度化に対応した整備技術の向上や自動車ユーザーへの点検整備内容の説明等について更に努力するよう指導して参ります。また、認証を受けずに自動車分解整備を行っている事業者に対しては、引き続き情報の収集・調査・指導を行って参ります。

また、安全を脅かし交通秩序を乱す暴走行為などを目的とした不正改造車や、適切な点検整備を実施していない整備不良車が後を絶たない状況にあり、さらに自動車燃料価格の高騰により軽油に重油を混和した不正軽油を自動車燃料として使用する実態が全国ではまだまだ見受けられることから、これらの車両を排除するため、自動車検査独立行政法人と連携し、警察、自動車関係団体等の協力を得て、街頭検査を積極的に実施して参ります。

また、社会的な影響の大きい車両火災について、エンジン付近から出火しているものが最も多いことに着目して行った分析では、オイル劣化によって引き起こされることが確認されており、さらに、タイヤ交換時のナットの締め付け不適切が原因のタイヤの脱落事故も発生しております。これらの事故を防止するため、定期点検整備はもとより日常点検の励行について、今後とも街頭検査や各種イベントの実施等を通して、自動車ユーザーの保守管理意識の高揚を図りつつ、自動車ユーザーへの注意喚起に努めて参ります。

(7) リコールによる事故・故障の防止と検査の高度化について

自動車の設計・製作に起因する不具合による事故や故障を未然に防止するためのリコール制度が適正に機能するよう、「自動車不具合情報ホットライン」や北陸信越運輸局に設置した「検査整備 110 番」等を通じて、ユーザーからの車両不具合情報を積極的に収集して参ります。

自動車検査の高度化については、すでに施設の設置を完了しており、昨年 1 月から全面運用を開始しております。

これにより、検査結果データは電子的に収集・保存されることとなり、検査結果改ざんによる不正な自動車検査証の交付を防止することができるようになります。

また将来的には、検査データの収集・分析によりリコールにつながる車両不具合の抽出、大型トラック等の継続検査時に新規検査時の画像データと比較できることによる不正二次架装の防止など、国土交通施策への活用が期待されます。

（８）超小型モビリティの認定制度等について

超小型モビリティは、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足として、高齢者や子育て世代の移動支援、観光地の賑わいや地域の振興等に貢献することが期待されております。このことから、安全・環境性能が低下しない範囲で一部の基準を緩和し公道走行を可能とする認定制度を昨年 1 月に創設し、導入のための環境整備を行っております。

また、超小型モビリティの導入促進を図るため、昨年 1 月に支援制度を創設しました。具体的には、先導・試行導入に係る事業計画の実施費用を補助するものとなっており、管内でも一部地域でご利用いただいております。今後も、地方公共団体等の主導によるまちづくり等と一体となった先導導入や試行導入の優れた取組みを重点的に支援して参ります。

（９）船舶の安全の確保と海洋環境の保全対策について

旅客船、内航海運等の船舶運航事業者に対しては、船員の労働条件・安全衛生等を含めた船舶監査や事業場監査を通じて船舶の安全運航確保に向けての監督・指導を行うとともに、安全統括管理者及び運航管理者研修会等の機会を捉えて、運航管理の徹底や安全性の

向上を図って参ります。

また、事業者内における安全風土、安全文化を構築するための運輸安全マネジメント評価活動を通じて、経営トップを含む幹部の強いリーダーシップのもと、輸送の安全確保等に対する意識の高揚を図り、併せて安全マネジメント制度の浸透、定着に向けた施策を進めて参ります。

日本籍船舶に対しては、従来から定期的に船舶検査を行い、船舶の安全性確保に努めて参りましたが、依然として頻発するプレジャーボート関連の海難事故に鑑み、プレジャーボート等小型船舶に対して、船舶検査の受検指導、船舶操縦者に対する遵守事項の周知啓蒙活動を強化すると共に、海洋レジャーの健全な発展と海難事故の未然防止を図るため、関係機関と連携して取り組んで参ります。

また、海洋環境の保全については、平成25年1月1日の法律改正により船舶からの二酸化炭素排出量に係る基準が導入されましたが、船舶からの二酸化炭素や大気汚染物質の排出量等の確認を実施するほか、油類・有害液体物質等による海洋汚染防止のための必要な機器が装備され性能が維持されていることを確認するとともに、乗組員が機器の操作に習熟し関係規則を遵守していることをハード・ソフトの両面からチェックして参ります。

さらに、「二千六年の海上の労働に関する条約」が平成25年8月20日に発効し、我が国においては平成26年8月5日から発効することになります。我が国で条約が発効すると、一定の日本籍外航船に対し、条約要件の適合性を確認するための法定検査の受検及びそれを証するための海上労働証書の船内備置が義務づけられます。また、日本に寄港する外国籍船に対するポートステートコントロール（PSC）も開始されることとなります。なお、我が国においての条約の効力が生じるまでの期間については、条約に基づく検査に相当する検査（相当検査）を行い、相当証書の交付を行うことにより、既に条約が発効している外国の港におけるポートステートコントロールに対応することとしております。

管内に入港する外国船舶のポートステートコントロールによる拘留率等は全国的にも高い水準にあり、国際条約の基準に満たない、所謂サブスタンダード船は、依然として、新興の便宜置籍国の船舶が多く、海難に起因する人命の損失、海洋汚染も後を絶ちません。

船舶の安全の確保と海洋環境を保護する目的から、寄港する外国船舶に対し、外国船舶監督官による立入検査を実施し、必要な指導・監督の強化を行い、日本近海における外国船舶の航行の安全確保と海洋環境の保護を図って参ります。

船舶に関する検査、登録測度及びP S C業務につきましては、平成18年6月23日付けで本省組織の他、当局を含めた地方運輸局等においてI S O 9 0 0 1に基づく品質マネジメントシステムの登録を受け、海事技術における行政サービスが、国際的に高度なレベルで効率的に提供されるよう品質管理を図っております。今後も引き続き国民の視点に立った行政サービスの実現に努めて参ります。

2 地域公共交通の活性化・再生の推進について

(1) 地域公共交通の確保・維持・改善について

地域の鉄道、バス、旅客船等の公共交通は、地域の社会生活・経済活動の基盤であり、特に自家用車を自ら運転できない高齢者や子育て世代の方々の通院や買い物、高校生の通学等には欠かすことのできない存在です。

国土交通省では、生活交通の存続が危機に瀕している地域の足を守るため、地域の特性や実情を踏まえた最適な交通手段を確保維持するための取組みや、移動に当たっての様々な障害を解消するためのバリアフリー化等の取組みを、一体的かつ継続して支援することを目的とした「地域公共交通確保維持改善事業」を平成23年度に創設し、活用を推進しております。

北陸信越運輸局管内においても、都市部・地方部ともに高齢化率が高まり、また全体として豪雪・離島・中山間地域をはじめとする条件不利地域の多さやそれらに関連する過疎化の進行等により、公共交通を取り巻く状況は大変厳しく、生活交通の確保は地域の喫緊の課題となっております。管内の各地域ではこの課題を解決するために、地域住民を含めた地域の関係者で構成する協議会が中心となり、路線の見直し等による路線バスの利便性の向上、情報発信や啓蒙活動等による公共交通の利用促進の向上、交通空白地域を解消するためのデマンド型乗合タクシーの導入等、それぞれに創意工夫を凝らし、地域住民や来

訪者にとって使い勝手のよい交通手段を確保し、維持するための取組みが進められております。

今後も、地方公共団体や交通事業者、関係協会の皆様と一層の連携を図り、地域公共交通の確保・維持・改善に関する施策の展開・充実に取り組んで参ります。

（２）新幹線及び並行在来線について

北陸新幹線は、北陸地域と首都圏、近畿圏を結ぶ主要な高速鉄道として、日本海国土軸の形成や国土の均衡ある発展に不可欠なプロジェクトであり、沿線地域の産業、経済、文化の振興にも大きく貢献するほか、魅力ある地域づくりに大きな役割を果たすことが期待されているところです。現在、長野～金沢（白山総合車両基地）間の平成２６年度末の開業を目指し、順調に整備が進められており、昨年１２月より長野駅～黒部宇奈月温泉駅間において列車走行試験が行われているところです。

また、金沢以西～敦賀までの区間につきましては、平成２４年６月に工事実施計画の認可を受け、工事に着手しました。長野・金沢間の開業から概ね１０年強後の完成を目指しております。

並行在来線につきましては、新潟、長野、富山、石川の各県において第三セクター会社が設立され、昨年１２月に鉄道事業許可にかかる申請がなされたところです。

さらに、新幹線の駅が設置される自治体では、駅からのアクセス及び周辺地域の活性化を図る企画を進め、地域の活性化と併せて観光の振興に向けた検討が進められております。

北陸信越運輸局では、新幹線開業までに各県並行在来線会社が円滑に開業できるよう、また、各プロジェクトの推進について、これまで以上に関係者への働きかけや支援、調整に努めて参ります。

（３）地域鉄道の活性化について

鉄軌道は、都市間を結ぶ主要な交通機関として、都市内及び地域の重要な足として、その発展を遂げてきました。また、地域の観光地などへのアクセス手段としても、地域振興

に大きく貢献してきております。

このような中、地域鉄道においては、人口減少や地域経済の低迷等に伴い厳しい経営環境に置かれております。鉄道事業者や沿線自治体関係者等と協働して各地域の実情に合った地域鉄道の活性化方策に取り組むとともに、地域鉄道の維持・改善に向け地域が主導する意欲的な取組みに対し、支援を行って参ります。

（４）索道事業の活性化について

北陸信越運輸局管内の索道の営業基数は、全国の４０％を占め全国一となっており、冬場における雇用や観光など、地元経済の一翼を担っていますが、レジャーの多様化、若年層のスキー離れ、さらには景気の低迷等によりスキー人口が年々減少し、近年に下げ止まりの兆しがみえるとはいえ経営環境は依然として厳しい状況にあります。

このような中、各事業者では、誘客のための子供リフト料金の無料化、共通リフト券の導入や各種イベントを実施するなどの付加価値を付けた取組みを行ってスキー場の活性化に努めております。

北陸信越運輸局としても、引き続きこれら取組みに対し助言等を行って参ります。

（５）バス交通の維持・活性化について

乗合バス事業は、高齢者や学生など地域住民や観光客の貴重な足として、さらに災害時の緊急輸送等にも対応するなど、地域社会を支える重要な役割を果たしており、その確保維持対策が大きな課題となっております。

北陸信越運輸局においては、地方自治体をはじめ地域住民等の関係者と連携し、コミュニティバスやデマンド交通の導入など、地域の需要と実情に即した運行形態等の創意工夫ある取組みに支援を行っているところですが、引き続き関係自治体と連携しバス路線の確保・維持を図って参ります。

また、一昨年４月に関越自動車道で発生した高速ツアーバス事故を受け、「バス事業のあり方検討会」において検討された結果を踏まえ、国土交通省では「高速・貸切バスの安全・

安心回復プラン」を実施することにより、事故の再発防止と、事故により大きく揺らいだ高速バス及び貸切バスへの信頼の回復を図ることとしました。同プランに基づき、これまでの高速ツアーバスについては、平成25年8月1日をもって新高速乗合バスに移行・一本化したところです。

今後は、移行後における高速乗合バス事業の適切な実施と輸送の安全の確保に向けて助言・指導を行って参ります。

(6) タクシー事業の適正化について

タクシー事業は、地域における公共交通機関であることから、機能を十分発揮し、利用者利便の向上に資するため事業の適正化・活性化を進めてきました。

これまで「タクシー適正化・活性化法」に基づき指定された管内の特定地域15地域において、タクシー事業の適正化・活性化に向けた取組みが行われているところですが、昨年11月27日タクシー適正化・活性化法が一部改正され、本年1月27日から施行となります。今後同法に基づく特定地域又は準特定地域に指定された地域においてタクシー事業者等は適正かつ合理的な事業運営の確保を図り、利用者のニーズに的確に対応したサービスの提供を図るための措置等を講ずるよう努めなければならないこととなったところです。

北陸信越運輸局としては、指定された地域においてタクシー事業者や関係者が行うタクシー事業の適正化及び活性化に関する取組みについて支援を行って参ります。

(7) 旅客航路の維持・活性化について

旅客船については、観光ニーズの多様化に加え、度重なる自然災害等による観光の自粛ムードが重なり、旅客輸送人員は減少傾向が続いております。とりわけ離島航路は極めて公共性の高い事業であります。島民の減少などにより厳しい経営環境にあり、航路の確保維持改善が喫緊の課題となっております。離島航路を維持するため、魅力ある観光地づくりや地域の情報発信による観光客の誘致等の取組みを強化し、関係地方自治体及び事業

者と連携して航路の維持・活性化の取組みを支援して参ります。

(8) バリアフリーの推進及び利用者の視点に立った施策の推進について

我が国は他の先進国と比べ類を見ないほど高齢化が進展しており、昨年9月に総務省が発表した「人口推計」では、4人に1人が65歳以上の高齢者という状況になっております。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づく国土交通省の新たな基本方針では、利用頻度の高い鉄道駅の段差解消やノンステップバスの導入率等について、平成32年度末を期限として、より高い水準の公共交通機関等のバリアフリー化の目標が定められており、昨年6月にはバリアフリー整備ガイドラインが改訂されたことから、各機関のバリアフリー化について、地方自治体及び事業者に対し、積極的に働きかけを行うとともに、市町村が行うバリアフリー化の一体的な整備を行うための「基本構想」の策定については、「バリアフリープロモーター」を派遣して、なお一層の策定促進を図って参ります。

また「心のバリアフリー」の更なる普及推進を図るため、従来の小中学生を対象としたバリアフリー教室の他に、教職員を対象としたものや地域住民が参加できる各種イベントにおけるバリアフリー教室も開催して参ります。

さらに、有識者や行政担当者、障がいの当事者等により構成される「バリアフリー北陸信越ブロック地域連絡会議」においては、バリアフリー施策の推進に協力を得るための人材の確保及び育成の他、バリアフリーにおける細やかなニーズの把握を行い、施策に反映して参ります。

交通事業では、利用者の視点に立った取組みと様々なサービスの提供が求められているため、行政相談窓口による交通利用者ニーズの収集と把握に努め、施策への反映とサービスの改善を図って参ります。

(9) 公共交通事故被害者等支援について

国土交通省では、航空、鉄道、船舶等公共交通事故による被害者等に対する支援の重要

性に鑑み、これまでの事故に関する経験と知見を生かし、関係行政機関等との密接な連携の下、被害者支援の確保を図るため、一昨年4月6日に国土交通省総合政策局に「公共交通事故被害者支援室」を設置しております。

主な取組みとしては、関係機関等の協力を得ながら、公共交通における事故が発生した場合の被害者等への情報提供等のための窓口機能、被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能を担うこととしております。

このため北陸信越運輸局では、被害者等に配慮した接し方等に関する教育訓練のための研修への参加や支援室の広報・周知、及び関係機関との緊密なネットワーク構築を図って参ります。

3 観光立国推進のための広域連携の取組み等について

(1) 北陸信越運輸局観光振興推進本部の設置について

「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」及び「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」には、平成25年に訪日外国人旅行者数1,000万人を達成し、さらには、その先の2,000万人の高みを目指すと定められており、今後より一層の取組みの強化が求められているところです。

また、平成26年度末の北陸新幹線金沢延伸開業に向けて、二次交通対策等の対応が具体的な政策課題として迫ってきております。

そうした状況を踏まえ、観光立国の推進に向けて各交通モードに関わり、局内各部による横断的かつ有機的な体制を構築することが重要であることから、本省の国土交通省観光立国推進本部にならい、当局においても北陸信越運輸局観光振興推進本部を設置いたしました。

(2) 北陸新幹線の金沢延伸開業に向けた取組みについて

新幹線が開通することによって、移動時間が大幅に短縮され、人の流れが大きく変わり、

地域経済の活性化等に大きな効果をもたらすことは他の地域を見ても明らかであり、これまで以上に多岐に亘る分野で交流が促進されることになります。

北陸新幹線の開業効果を北陸信越地域に最大限に発揮させるには、関係者との連携を図り、早急に対策を講じることが重要であるため、昨年 7 月 9 日に金沢市において「北陸新幹線の金沢延伸開業に向けた観光振興シンポジウム」を開催しました。

その中で出された課題等の解決に向け、11 月 13 日に長野市において管轄区域の枠を超えた岐阜県、福井県を含めた沿線 6 県が一同に会する初めての取り組みとなる、列車名を冠した「かがやき・はくたか観光会議」を開催し、新幹線を軸にした広域連携によるプロモーション・情報発信等について、関係者間で議論を深めたところです。

今後も、この観光会議を活用し、関係者の皆様との一層の連携を図り、北陸信越地域の観光の振興に取り組んで参ります。

（３）訪日旅行促進事業の推進について

全国で訪日外国人の増加に資する取組みを強化したことにより、平成 25 年は史上初の訪日外国人旅行者数年間 1,000 万人が達成されました。

北陸信越運輸局においては、訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン地方連携事業）をととして北陸新幹線の活用も含めた魅力的な旅行商品の造成を支援するため、北陸信越地域の魅力を海外へ情報発信し、海外におけるプロモーションの充実や国内での受入環境の改善等の訪日外国人の増加に資する取組みを、引き続き官民一体となって展開して参ります。

また、中華圏や東南アジア地域等からのインバウンドを推進するため、今後も引き続き中部運輸局等とともに昇龍道プロジェクトを推進して参ります。

今後も引き続き、北陸信越地域ならではの観光資源を最大限に活用し、訪日旅行促進事業の更なる展開を進めて参ります。

（４）観光地域振興の促進について

観光地域振興については、地域の交流人口を拡大し、地域の観光ポテンシャルを最大化させるため、観光を切り口とした地域の活性化・地域の特色を活かした魅力ある観光地づくりに取り組み、観光需要の喚起を図って参ります。

また、地域独自の歴史・伝統・文化を活かした、国内外から選考される国際競争力の高い魅力ある観光地づくりを促進するため、地域独自の「ブランド」の確立を通じた滞在交流型観光の推進に向け「日本の顔」となる観光地域の創出に向けた取組みを支援して参ります。

加えて、旅行の安全・安心の確保に努めるとともに、誰もが旅行しやすい環境を整備して参ります。

北陸信越地域は、観光資源が豊富であり、その豊富な観光資源を磨き上げ、旅行スタイルやニーズにきめ細かく応える観光地づくりや旅行商品の造成に地域の皆様と一緒に取り組み、「住んでよし、訪れてよしの国づくり」の観光立国実現のため、地域の観光振興と観光産業の強化を図って参ります。

4 環境保全の取組みの推進について

自動車、船舶、鉄道等の運輸部門からのCO₂排出量は、近年、横這いの状況が続いており、依然として大きなものとなっております。特に自家用乗用車からのCO₂排出量が、運輸部門の排出量全体の約半分を占めていることから、自動車使用時の「エコドライブ10」の周知・実施を促し、併せて公共交通機関の利用を促進するため、環境負荷の小さい交通体系について理解を深めてもらうことを目的とした「交通エコロジー教室」等を開催し、交通環境対策の周知に努めて参ります。

また、企業等に対し「エコ通勤優良事業所認証制度」の普及促進を行い、マイカー通勤からバスや鉄道等の公共交通を利用した通勤への転換を図るとともに、運輸事業者に対しても、引き続きグリーン経営の推進（認証取得）、改正省エネ法の確実な実施や低公害車の導入促進等の施策を推進し、運輸部門からのCO₂排出削減に努めて参ります。

これらの施策を推進するにあたり、関係者への周知と理解を深めるアイテムとして、「環

境・バリアフリー通信」や「交通環境対策アクションプラン」等を発行し、広く情報を発信して参ります。

5 物流の効率化等の推進について

(1) 物流効率化対策の推進について

温室効果ガス増加による地球温暖化の問題は、物流部門においても早急な対応が求められていることから、CO₂削減効果が大きいなど、地球環境に優しく、大量輸送の可能な海運や鉄道へ輸送手段を転換するモーダルシフトの推進について、北陸信越運輸局では、荷主企業及び物流事業者等、物流に係る関係者の連携による取組みに対し、財政支援とあわせて、事業がより効率的、効果的に進められるよう荷主、物流事業者等の関係者に更なる周知を図り、輸送の効率化と環境にやさしい物流の実現に向け案件の発掘に努めて参ります。

また、高機能な物流施設を拠点とする物流システム整備により物流の効率化及び環境負荷の低減を図るため、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」（物流総合効率化法）による支援事業について、積極的に広報・周知を行い、物流の効率化やCO₂排出量の削減に資する事業への支援に努めるとともに、物流の重要な一翼を担う倉庫事業につきましては、寄託貨物の安全・確実な保管、コンプライアンスの遵守等について指導して参ります。

(2) トラック運送事業の発展について

国内物流の6割を占めるトラック産業は、国民生活に不可欠な社会的基盤であり、東日本大震災においてもその復旧・復興に大きな力を発揮していただいております。

しかしながら、トラック運送事業者の99%が中小零細事業者であることから、荷主から元請・下請に至る多層構造になっており、荷主との交渉力も弱く、適正な取引ができないなど構造的な問題を抱える中、燃料の高止まりなどで、大変厳しい経営状況が続いております。

このような中、中央においては、今後のトラック産業をいかに持続的かつ収益力のある成長産業として発展させていくのかという観点から、官民の関係者により幅広く議論を行い、トラック産業のあるべき姿の実現に向けた検討を行っているところです。

北陸信越運輸局としては、トラック運送事業の環境対策や安全確保、また持続的な成長を可能とするための取組み等を支援するとともに「トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議」を活用しながら、荷主とトラック運送事業者、元請、下請事業者の良好なパートナーシップ関係を構築し、適正取引を推進して参ります。

6 海事産業等の振興について

四面を海に囲まれ、古くから食料確保の場として、あるいは人の往来、物資の輸送の道として活用するなど、海と深く関わってきた我が国では、平成20年に海洋環境の保全と調和、海洋の安全の確保、海洋産業の健全な発展などを基本的な方針とした「海洋基本計画」を策定し、様々な施策を実施しております。当局におきましても、これらの施策の推進に努めるとともに、幅広い国民の皆さまが海に関心を持ち、海に親しみ、海洋国日本への期待を高めていただくよう取組みをすすめて参ります。

内航海運については、他の輸送モードと比べ環境負荷が小さいという利点を活かし、海上輸送へのモーダルシフトを推進するほか、若年船員の確保など内航海運業界が抱える諸課題への対応を支援して参ります。

港湾運送については、成長が目覚ましい東アジア各国との貿易が拡大しており、日本海側港湾の果たす役割は年々大きくなっております。新潟港、伏木富山港、直江津港及び金沢港が日本海側拠点港として選定されるなど、今後の発展が期待されているところであり、港湾の更なる機能強化に向け、関係機関・港運事業者と連携し、管内各港の競争力の向上及び安定化をサポートして参ります。

造船業・船用工業については、主力である漁船や内航船の減少等で厳しい経営環境が続いております。造船業・船用工業は地域の水産業や海運業を支える重要な産業であることから、関係者と連携して人材確保・経営基盤強化等の取組みを積極的に支援し、事業の

活性化を図って参ります。

船員については、若者の海離れによる船員の高齢化が進んでいることから、職業としての魅力を向上させ、若者が安心して海の職場を選べるよう船員の労働環境の向上を図るため、労働条件の改善や船内の安全衛生の保持等について引き続き指導するほか、船員災害防止実施計画を策定して、訪船及び事業所訪問や講習会等により船員災害の未然防止に取り組んで参ります。

7 自動車の登録について

自動車の登録は、自動車の所有権を公証し、所有権の第三者対抗力を付与することにより、所有権を保護して法的安定性を確保する民事的な目的と自動車の保有実態の把握、盗難予防、安全性の確保などの行政的な目的があることから、適正な登録をさらに推進するとともに、手続きの簡素化及び効率化に努めて参ります。

このようなことを踏まえ、国土交通省では国民負担の軽減及び行政事務の効率化等を図るため、オンライン申請による自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）化を推進しており、これまでに11都府県で導入・稼働され、着実に利用率を伸ばしているところです。いまだ未稼働の地域においても平成29年度までに稼働することとされており、また、継続検査等時の納税確認の電子化については、平成26年度中の稼働を予定しておりますので、当局管内においても、関係機関・団体との協議の場であるOSS導入準備会あるいは地域連絡会において、情報の共有、導入にあたっての課題及び解決策の整理、導入スケジュールの確定等に鋭意取り組んで参ります。

北陸信越運輸局といたしましては、本年も引き続き関係機関との連携の強化を図りながら、関係各位の協力を得て、北陸信越地域の更なる発展に努めて参りますので、皆様におかれましても、引き続き一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、新年のご挨拶といたします。